

## 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会

平成31年1月18日（金） 15:00

田主丸総合支所 202会議室

1. 開会
2. 委員紹介
3. 概要説明
  - (1) 田主丸流通センター運営審議会について **【資料1】 P1**
  - (2) 田主丸流通センターの概要 **【資料2】 P3**
4. 委員長の選任について
5. 報告事項
  - (1) 田主丸流通センターの管理体制経費について **【資料3】 P6**
  - (2) 田主丸流通センター施設の営繕状況について **【資料4】 P7**
6. 審議事項
  - (1) 田主丸流通センター施設の今後の営繕計画について **【資料5】 P9**
  - (2) 市場法改正について **【資料6】 P10**
7. その他

# 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター

## 運営審議会委員名簿

<任期:H30. 4. 1~H  
32. 3. 31>

団体名	役職名	氏名	性別	備考
市議会代表	市議会議員	別府好幸		
	市議会議員	山田貴生		
	市議会議員	森崎巨樹		
卸売業者代表	田主丸町植木農業協同組合 代表理事組合長	田籠春義		
	田主丸町植木農業協同組合 副組合長理事	鳥越政剛		
出荷者代表		吉岡豊城		
		立石ヒトエ	○	
		田中清香	○	
買受者代表		田中一成		
		草野睦美	○	
		上野由美子	○	
その他市長 が 必要と認める 者	にじ農業協同組合 女性部田主丸地区部長	南利恵子	○	
	久留米市田主丸町地域婦 人会 連絡協議会 会長	横溝敏子	○	
	田主丸町商工会女性部 部長	小林整子	○	
	福岡県女性農村アドバイザ ー 緑の風	栗木トシ子	○	
久留米市	農政部次長	半田祐介		

○久留米市地方卸売市場田主丸流通センター条例（抜粋）

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市条例第 86 号

#### 第 7 章 市場運営審議会

（市場運営審議会の設置）

第 68 条 市場の業務の適正かつ健全なる運営に関し必要な事項を調査審議させるため久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員 20 名以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 この条例で定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。

○久留米市地方卸売市場田主丸流通センター条例施行規則（抜粋）

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市規則第 93 号

#### 第 7 章 市場運営審議会

（組織）

第 70 条 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、審議会を総理し、審議会の代表とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任命）

第 71 条 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が任命する。

- (1) 市議会議員 3 人
- (2) 卸売業者 2 人
- (3) 出荷者 3 人
- (4) 買受人 3 人
- (5) 市職員 1 人
- (6) その他市長が必要と認める者

（平 20 規則 30・平 24 規則 7・一部改正）

(委員の任期)

第 72 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 73 条 審議会は、委員長が招集しその会議の議長となる。

(定足数及び表決数)

第 74 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 75 条 審議会の庶務は、田主丸総合支所において処理する。

(委任)

第 76 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 1. 田主丸流通センターの役割

久留米市地方卸売市場田主丸流通センターは、卸売市場法及び福岡県卸売市場条例に基づいて、福岡県知事の許可を受け久留米市が開設している公設市場で、花木等の取引の適正化とその健全な運営を図ることを目的に設置しています。

## 2. 市場の概要

1. 名称 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター
2. 所在地 久留米市田主丸町益生田1134番地4
3. 敷地面積 54,198㎡
4. 業務開始 昭和59年10月1日
5. 開場の状況
  - 1) 開場の日  
毎月5日、10日、15日、20日、25日、30日及び3月1日(年間70日)  
(ただし、8月15日及び12月30日は休場)
  - 2) 開場の時間  
午前8時30分～午後7時
  - 3) せり開始時刻  
午前9時
6. 取扱品目 主たる取扱品目・・・花木(観賞樹及び種苗を含み、切花を除く)  
従たる取扱品目・・・園芸資材及び果実
7. 市場の沿革
  - 昭和36年9月 植木苗木交換会結成(理事19名、監事2名、組合員396名)
  - 昭和44年12月 農事組合法人植木苗木園芸組合へ改称
  - 昭和49年8月 田主丸町植木農業協同組合を設立(理事27名、監事6名、組合員1,406名)
  - 昭和59年10月 田主丸流通センター施設完成・業務開始
  - 平成14年4月 鉢物会場増設
8. 附属機関 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会  
この審議会は、市場業務の適正かつ健全な運営に関し必要な事項を調査審議するため条例に基づき設置された機関で、市場関係者や学識経験者で構成されています。  
○任期 2年 ○委員数 16名

### 3. 市場関係業者

H30.4.1現在

1. 開設者 久留米市
2. 卸売業者 (1社) 田主丸町植木農業協同組合 代表理事組合長 田籠 春義  
 ・出資金 85,078千円 ・組合員数 1,465人  
 ・せり人数 4人  
 ・委託手数料 卸売金額の10%
3. 買受人 登録者数 1,145人(市長の承認を受けた者)
4. 関連事業者 (2社) (株)福岡園芸  
 みよし食堂

### 4. 市場施設の概要及び使用料

施設の種類	区分	規模	構造等	施設使用料
中小物会場		6,000㎡	鉄骨スレート(2棟)	建物使用料 258円/㎡
鉢物会場		2,608㎡	鉄骨スレート(2棟)	建物使用料 569円/㎡
大物会場		7,385㎡	—	土地使用料 174円/㎡
関連店舗		100㎡	鉄骨スレート	建物使用料 750円/㎡
買荷保管積込所		200㎡	鉄骨スレート	建物使用料 634円/㎡
管理事務所		825㎡	鉄骨スレート	建物使用料 1,010円/㎡
買受人事務所		100㎡	鉄骨スレート	建物使用料 997円/㎡
食堂		100㎡	鉄骨スレート	建物使用料 841円/㎡
便所		52㎡	鉄骨スレート(2箇所) ブロック造(1箇所) RC造(1箇所)	—
空地(建物周り、通路等)		7,992㎡	—	土地使用料 174円/㎡

※施設使用料については、1平方メートル当たりの年額  
 ※空地については、使用料対象面積(中小物会場、鉢物会場を除く)

## 5. 売上高の推移及び品目別売上高

《年度別売上高》

(単位：千円)

年度	総売上高	前年度比 (%)	内訳					相対
			大物	中小物	鉢物	資材	注文その他	
H 1 2	1,018,736	92.5	194,158	441,045	285,140	98,393		
H 1 3	933,866	91.7	165,629	399,868	289,530	78,839		
H 1 4	872,565	93.4	139,614	390,141	274,536	68,274		
H 1 5	806,361	92.4	124,974	360,672	263,607	57,108		
H 1 6	777,471	96.4	110,340	353,422	257,230	56,479		
H 1 7	774,236	99.6	99,393	364,985	264,916	44,942		
H 1 8	710,017	91.7	65,727	346,379	261,521	36,390		
H 1 9	642,312	90.5	47,361	331,019	231,537	32,395		
H 2 0	585,767	91.1	19,529	324,889	208,001	33,348		
H 2 1	553,445	94.5	7,572	309,931	207,354	28,588		
H 2 2	535,889	96.8	10,247	318,053	186,600	20,989		
H 2 3	531,857	99.2	6,433	260,845	174,555	20,429	69,595	
H 2 4	536,520	100.9	4,987	263,686	181,721	24,695	61,431	
H 2 5	498,145	92.9	3,748	227,996	181,466	17,515	67,420	
H 2 6	483,755	97.1	5,597	211,024	175,602	17,530	74,002	
H 2 7	437,096	90.4	4,189	191,007	162,385	11,917	67,598	
H 2 8	417,503	95.5	4,708	157,344	151,450	9,221	94,780	
H 2 9	416,093	99.7	1,301	144,952	141,770	7,940	110,082	10,048

- ※ 大物・・・大物会場（屋外）で取引される、大型の緑化木  
 中小物・・・中小物会場（屋根付）で取引される、中小の緑花木  
 鉢物・・・シクラメン、バラなどの鉢物  
 資材・・・庭石・灯籠など園芸資材  
 注文・・・買受人より事前に注文を受け、別枠集荷し販売するもの  
 相対・・・事前に出荷者が相対金額を設定し、買受人に販売するもの。

《品目別売上高》

H29年次

(単位：千円)

順位	品名	本数	売上高
1	ラカンマキ	40,999	21,989
2	枝垂れ梅	7,401	9,827
3	シマトネリコ	4,292	7,196
4	ソヨゴ	2,295	7,179
5	オタフクナンテン	32,684	6,745
6	常緑ヤマボウシ	3,742	6,648
7	ハナミズキ	7,881	6,548
8	モミジ	3,767	6,504
9	芝生	17,268	6,181
10	オリーブ	5,470	5,636

順位	品名	本数	売上高
11	五葉松	1,280	4,321
12	シラカシ	4,345	4,301
13	ドウダンツツジ	4,747	4,196
14	ヤマボウシ	1,630	4,176
15	玉竜	23,933	4,085
16	姫シャリンバイ	9,727	3,724
17	黒松	2,468	3,654
18	トキワマンサク	7,551	3,623
19	シクラメン	2,954	3,622
20	久留米ツツジ	19,350	3,461

## 平成30年度 田主丸流通センターの管理体制と経費について

管理体制と経費について、以下のとおり報告いたします。

【千円】

業務名	主な業務	委託先	金額
1 田主丸流通センター維持管理業務	施設の維持管理	田主丸町植木農業協同組合	1,977
2 警備業務	夜間巡回・機械警備	第一警備保障(株)	97
3 電気工作物保安管理業務	電気設備の保守点検	(一財)電気保安協会	202
4 消防設備定期点検業務	消防設備の定期点検	(株)エス・ケイ・ワイメンテナンス	140
5 監視カメラシステム賃貸借	監視カメラの保守付賃貸	キョウドウシステム(株)	1,607
合計			4,023

### 管理についての詳細

#### 1. 田主丸流通センター維持管理業務

敷地内の植木の消毒や除草、清掃及び簡易な修繕などの施設維持管理業務を委託しています。

#### 2. 警備業務

門扉の開閉、夜間巡回及び機械警備業務を委託しています。(午前5時:開門、午後8時:閉門施錠)

#### 3. 電気工作物保安管理業務

電気設備の月次点検、年次点検及び電気関連工事の際の立会、障害発生時の一次対応について業務を委託しています。

#### 4. 消防設備定期点検業務

消防設備の定期点検及び消防への報告業務について業務を委託しています。

#### 5. 監視カメラシステム賃貸借

出荷物の盗難発生により、平成21年から設置しているもので、平成28年7月より保守付の賃貸借契約を結んでいます。

監視カメラ及び画像記憶装置、LEDセンサーライトなどが主な構成機器となっています。

施設使用料の収入状況について、以下のとおり報告いたします。

【千円】

	相手先	使用内容	金額
1 施設使用料	田主丸町植木農業協同組合	卸売り	6,488
2 施設使用料	福岡園材(株)	売店	75
3 施設使用料	みよし食堂	食堂	42
4 施設使用料	九州電力(株)	電柱	18
合計			6,623



## 平成29年度 田主丸流通センター施設の営繕状況について

施設営繕について、以下のとおり報告いたします。

【千円】

	種別	名称	内容	金額
1	緊急	電気設備修繕	高圧受電装置の交換	459
2	緊急	消防設備修繕	消防設備点検後の設備の取替え・設置	238
3	緊急	トイレ他修繕	トイレの洋式取替え	358
4	計画	出荷台修繕	出荷台老朽化にともなう更新(16台)	1,299
			合計	2,354

### 営繕についての詳細

#### 1. 電気設備修繕

平成28年度の電気設備定期点検時に報告された、高圧受電装置の耐用年数経過に伴う交換作業を実施しました。

#### 2. 消防設備修繕

消防設備点検時に報告された、故障した流量計の取替及び使用期限切れの消火器取替を実施しました。

#### 3. トイレ修繕

事務所西側のトイレを和式から洋式へ取替えを行いました。

#### 4. 出荷台修繕

鉢物会場用の出荷台について、老朽化した16台の更新を実施しました。平成28年度(2016年度)より80台を対象に年間16台の修繕を実施しています。(平成29年度末までに累計32台を完了)

## 平成30年度 田主丸流通センター施設の営繕状況について

施設営繕について、以下のとおり報告いたします。

【千円】

	種別	名称	内容	金額
1	緊急	地下水用ポンプ修繕	ポンプ設備の接触不良に伴う修繕	142
2	緊急	鉢物会場 屋根上板金補修	屋根上の排煙部分をふさぐ修繕	79
3	緊急	中小物会場 水銀灯取替修繕	電灯不具合に伴う取替え	199
4	緊急	給水管水漏れ修繕	給水管の修繕	79
5	緊急	事務所床張替え修繕(7月豪雨被害)	浸水による床材の汚損に伴う取替え	1,263
6	緊急	事務所エアコン修繕(7月豪雨被害)	浸水による故障に伴う取替え	972
7	緊急	灌水ポンプ修繕(7月豪雨被害)	浸水による故障に伴う取替え	302
8	緊急	トイレドア修繕	アルミ製ドアの取替え修繕	30
			合計	3,066

### 営繕についての詳細

#### 1. 地下水用ポンプ修繕

ポンプ設備の自動入り切りが不具合を起こしていたため、一部取替えを行いました。

#### 2. 鉢物会場 屋根上板金補修

屋根上部の排煙部分がめくりあがっていたため、当該部分をふさぐ修繕を行いました。鉢物会場は、建設時の法律では排煙装置が必要でしたが、現在は法的な義務はないとのことで、台風時期を前に実施したものです。

#### 3. 中小物会場 水銀灯取替修繕

天井に設置している水銀灯の不具合による取替えを行いました。

#### 4. 給水管水漏れ修繕

給水管の破損に伴う水漏れを生じたため、管の修繕を実施しました。

#### 5～7 7月豪雨災害復旧(事務所床張替え修繕、事務所エアコン修繕、灌水ポンプ修繕)

平成30年7月豪雨により市場内に浸水被害が発生しました。事務所の床上浸水に伴い、事務室内の床材(カーペット・合板)が汚損し、取替えを行いました。また、エアコン、ポンプについても、浸水による故障のため、取替えを行いました。

なお、当初計画していた「出荷台修繕(16台)」を来年度以降に見送り、災害復旧を優先させました。

#### 8. トイレドア修繕

事務所西側のアルミ製ドアの破損に伴う取替え修繕を実施しました。

## 田主丸流通センター施設の今後の営繕状況について

### 1 概要

田主丸流通センターは、6施設のうち5施設が開設した1984年に建築されました。建築から30年以上が経過する中、平成29年度には、事務所の外壁改修工事を実施しましたが、その他の4施設についても、中長期的には改修が必要な時期に到達しています。

### 2 中長期保全計画

都市建設部建築課は、「公共施設建築改修等対策計画（H30年度策定）」を策定し、中長期的な保全の観点から計画的な修繕を推奨しています。

計上されている施設の改修は以下のとおり。

	施設名称	耐用年限が過ぎている改修内容
1	植木中小物会場（東）	屋根張替え、雨樋取替え、外壁塗装、躯体塗装
2	植木中小物会場（西）	屋根張替え、雨樋取替え、外壁塗装、躯体塗装
3	鉢物会場（北）	屋根張替え、雨樋取替え、外壁塗装、躯体塗装
4	買荷保管積込所	屋根張替え、雨樋取替え、外壁塗装、躯体塗装

### 3 課題

施設全体の老朽化が進み、緊急的な修繕の可能性も高くなる中、田主丸流通センターの収支の範囲で、上記の改修を早急に実施することが難しい状況です。

### 4 今後の営繕の方針について

今後の市場運営に支障をきたさないよう、施設の老朽化に伴う緊急修繕には随時対応しながら、中長期保全計画に基づく計画に基づいて、より効果的な修繕を実施していきます。

## 卸売市場法改正について

### 1. 概要

平成28年11月に、農産物の流通構造の改革を含めた「農業競争力強化プログラム」が政府でまとめられ、以後、農林水産省において、抜本的な卸売市場制度の見直しについて検討されてきました。

そして、平成30年の通常国会に卸売市場法の改正法案が提出され、同年6月に制定しました。(施行日は平成32年6月21日)

規制緩和を前提とした大改正となっており、久留米市においても国の制度改正に合わせて中央卸売市場業務条例、地方卸売市場水産物部業務条例及び地方卸売市場田主丸流通センター業務条例の見直しが必要となっております。

### 2. 卸売市場法改正の主な内容（地方卸売市場）

今回の市場法改正は、卸売市場の役割や機能は継続した上で、取引の自由化を推進する観点から、国・県の関与を減らし、各市場の地域の特性を活かした知恵と工夫で市場活性化を図ることを可能にした内容となっております。(主な改正内容は下表のとおり)

	現行	改正法
国の関与・市場の開設等	根拠法は卸売市場法（全83条）	根拠法は卸売市場法（ <b>全19条</b> ）
	国が整備基本方針、整備計画を策定	国が基本方針を策定
	県知事の許可（地方卸売市場）	県知事の <b>認定</b> （地方卸売市場）
	卸売業者	卸売業者
	買受人	買受人
	県が卸売業者・開設者へ指導・検査監督（地方）	県が <b>開設者</b> へ指導・検査監督（地方）
取引規制等（遵守事項）	売買取引の方法の公表	全市場の「 <b>共通ルール</b> 」として残置
	差別的取り扱いの禁止	
	受託拒否の禁止 ※「地方」は県条例で規定	
	代金決済ルールの策定・公表	
	取引結果の公表	
	—	取引条件の公表（ <b>義務の新設</b> ）
	卸売業者による第三者販売の原則禁止※	卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏み、 <b>共通ルールに反しない範囲において定める</b> こと可能。
商物一致の原則※		

※独自の取引規制（遵守事項）は、取引参加者の意見を十分に聴いた上で定めることができ、且つ、定められた理由が公表されている必要がある。

### 3. 規制緩和した場合の影響（一般論）

【○メリット、●デメリット】

規制	市場関係者	一般的な影響
卸売業者の 第三者販売	卸売業者	○スケールメリットを生かした仕入れが可能。 ○市場間連携（共同集荷等）が容易となる。 ○相場の調整が可能。 ○売買参加者に頼らない仕入・販売が可能。
	買受人	●卸売業者の上場物品が減少する恐れがある。
	生産・出荷者	○数量・販売価格の面で有利な出荷が可能。
商物一致の 原則	卸売業者	○輸送コストと時間の削減が可能。 ●現物確認ができない。
	買受人	○輸送コストと時間の削減が可能。 ●現物確認ができない。
	生産・出荷者	○輸送コストと時間の削減が可能。

※現行条例第 32 条「卸売の相手方の制限」

※現行条例第 34 条「市場外にある花木の販売の禁止」

### 4. 今後の手続きについて

今後は、久留米市として、福岡県や他市の状況等を踏まえ、久留米市中央卸売市場青果部、地方卸売市場水産部との連携をとりながら、法改正に伴う手続きを進めていきます。

（スケジュール）

- ・ 平成 31 年 1 月 運営審議会（市場法改正に係る概要説明）
- ・ 3 月まで 卸売業者、買受人、出荷者の意見聴取 → 方向性を決定
- ・ 6 月 運営審議会（諮問）
- ・ 8 月 運営審議会（答申）
- ・ 12 月 市議会へ条例改正（案）の議決
- ・ 平成 32 年 1 月 卸売業者から市へ認可申請 → 市の認可
- ・ 1 月 県への認定申請
- ・ 6 月 条例の施行（新制度での取引開始）